

ご存知ですか?

いよいよ本年からスタート! (新)事業承継税制

~非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例~

中小企業の事業承継対策の必要性は依然高まっており、喫緊の課題であることには変わりありません。事業承継対策は大きく、人的対策と物的対策に分類されます。人的対策はいわゆる「後継者・経営権の対策」で、物的対策は「自社株式の承継・相続税等の対策」です（詳細はNo.005 2012年秋季号をご参照）。また、後継者が不在の場合には切り札としてM&AもありえることはNo.012 2014年夏季号で記載させて頂いた通りです。私たち実務家も税金コストが最小限となるよう効果的な株価引下げ対策、無理のない株式の移転対策、など円滑な事業承継となるよう、経営者の方々と共に日々頭を悩ませているところです。

しかし、そのような悩みに応えようとした税制改正がありました。平成21年度税制改正です。

中小企業の事業承継を税制面で支援する目的で事業承継税制が創設されました。この制度は、非上場株式等について相続税および贈与税の納税猶予および免除を行うものです。

しかしながら、実際は、使い勝手が悪いことから下図のように利用状況は少なかったようです。そこで、政府は、平成25年度税制改正で適用要件を緩和するなど、中小企業の円滑な事業承継と事業活動の継続を促進できるよう措置を講じました。

本稿では、平成27年1月1日から施行された改正後の事業承継税制について解説したいと思います。

ここでは贈与のケースを例示します。



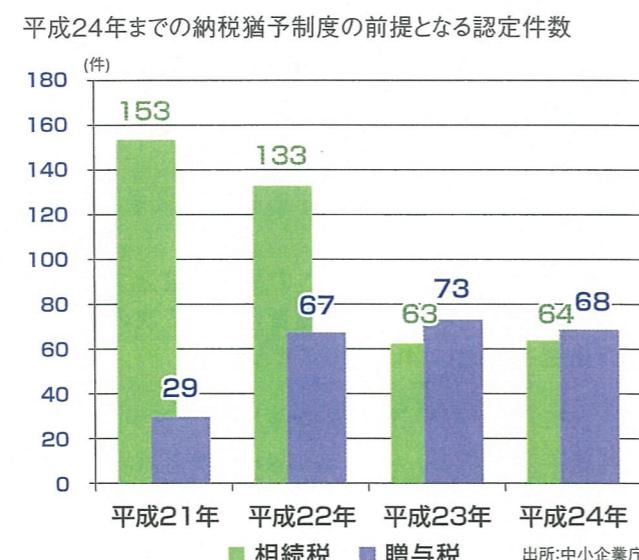
事業承継税制の全体像(贈与の場合)

事業承継税制というのは、「経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続または贈与により後継者が取得した場合において、相続税・贈与税が猶予される、あるいは免除される制度」です。

生前贈与のケースを例に図示すると、P31上図のように現経営者から後継者に株式等が贈与された場合、本来は贈与税が課されますが、経済産業大臣の認定を得るなどの手続きを取ることで贈与税の納税が猶予されます。そして、その後現経営者が死亡した場

合には、一定の要件を充たすことで猶予されていた贈与税は免除されます。しかし、当該株式については、相続で受け取ったと見なされるため、相続税が課されることになりますが、再び経済産業大臣の確認等を得ることにより一部の相続税の納税が猶予され、さらに次の後継者に贈与されれば、その猶予されていた相続税も免除される、という制度です。

では、対象となる株式、納税猶予される税額、要件について見てみましょう。



現経営者の株式が全株対象になるのでしょうか？

相続前もしくは贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含めた上で、発行済議決権株式総数の2/3までの株式が相続税・贈与税の納税猶予の対象とされています。細かい計算式は割愛しますが、現経営者と後継者の保有割合が低い（発行済議決権株式総数の2/3以下）場合は、現経営者の保有する株式全部が特例の対象となり得ますが、両者の保有割合が高い場合は特例の対象となる株式数が制限されることになります。

現経営者	30株
後継者	20株
その他	40株
計90株	

$$\text{現経営者} + \text{後継者} = 30\text{株} + 20\text{株} = 50\text{株} < \frac{\text{発行済株式数} \times 2/3}{90\text{株} \times 2/3} = 60\text{株}$$

特例対象株式数 = 30株（現経営者保有株式全株）

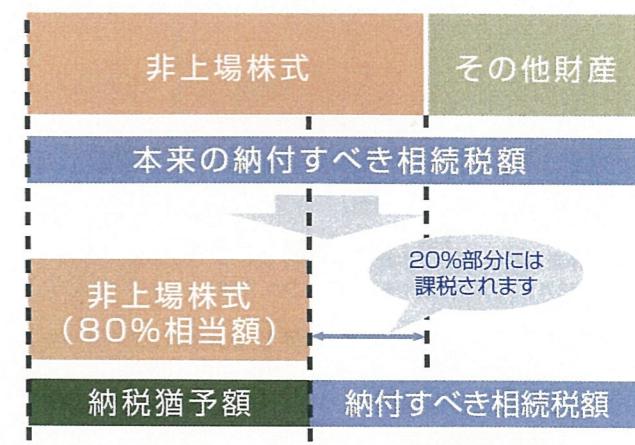
現経営者	50株
後継者	20株
その他	20株
計90株	

$$\text{現経営者} + \text{後継者} = 50\text{株} + 20\text{株} = 70\text{株} > \frac{\text{発行済株式数} \times 2/3}{90\text{株} \times 2/3} = 60\text{株}$$

特例対象株式数 = 40株（60株 - 後継者既保有株式数20株）

一切の税額が納税猶予もしくは免除されるのでしょうか？

一定の要件を満たせば、贈与の場合は前述の対象株式に対する贈与税額の100%が納税猶予・免除されますが（但し、相続時に相続税の課税対象となります）、相続の場合は対象株式の評価額の80%に対応する相続税額が納税猶予・免除の対象となります。



納税猶予の主な要件は？

中小企業であること、非上場会社であること、原則として資産管理会社に該当しないことなどは基本的な要件ですが、現経営者、後継者ならびに会社経営についても以下のようないくつかの要件があります。

現経営者の要件	<ul style="list-style-type: none">・会社の代表者であったこと。・贈与直前において現経営者および現経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であったこと。・贈与時において代表権がないこと（役員を退任する必要はない）。等
後継者の要件	<ul style="list-style-type: none">・贈与時において会社の代表者であること（相続の場合、相続開始から5ヵ月以内）。・贈与時において後継者および後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であること。・贈与時において20歳以上で、役員就任から3年以上経過していること。等
事業継続要件	<ul style="list-style-type: none">・贈与後において承継後5年間事業継続をしていること。・贈与後において後継者が代表者であること。・贈与後において後継者が株式等の保有を継続していること。・贈与時において5年間の平均で雇用の8割を維持していること。等

手続き（贈与の場合）

納税猶予を受けるための手続きの概要は下図の通りです。



※1 申告期限までに、納税猶予額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。なお、特例の適用を受ける株式等の全てを担保提供した場合には、納税猶予額及び利子税額に見合う担保の提供があったとみなされます。

※2 5年間は毎年、経済産業局および税務署へ報告書等を提出する必要があります。

その他留意事項

その他留意すべき事項は以下の通りです。

- ▶ 対象となる会社は、上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社等に該当しない会社となります（ただし、資産管理会社のうち一定の要件を満たしている場合は納税猶予の適用を受けることができます）。
- ▶ ①納税猶予の要件に該当しなくなった場合、②贈与後5年経過後に株式を譲渡した場合、③認定会社の総収入がゼロになった場合には納税猶予が打ち切られます。

■事業承継税制は、要件や手続き等が複雑で、さらに改正もあったことから改正前と改正後の内容を混同してしまうケースが見受けられます。詳細な説明をご希望の方は、税理士法人AKJパートナーズまでお気軽に御連絡下さい。

お問合せ先
AKJ Partners

税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス

税理士・米国公認会計士：脇屋

福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351 <http://www.ajk-partners.com/fukuoka/>

